

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

改 正 前	改 正 後
<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>7. 弊害防止措置関係</p> <p><u>7 - 3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条の解釈について</u></p> <p><u>(1) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第8号の解釈等</u> <u>証券会社の本店その他の営業所(ディーリング・ルームを含む。以下「店舗」という。)を親銀行等又は子銀行等の店舗と同一の建物に設置する場合であって、店舗の様子が次に掲げるいずれかに該当する場合には、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第8号の規定に該当するものとみなす。</u> <u>証券会社の店舗と親銀行等又は子銀行等の店舗との間に固定された壁、間仕切りが設けられていないこと。</u> <u>当該建物内の証券会社の店舗の出入り口と親銀行等又は子銀行等の店舗の出入り口がそれぞれ独立して設置され、明確に区分されていないこと。</u> <u>電話、受付及び会議室等を共用すること。</u></p> <p><u>(2) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第9号の解釈等</u> (略)</p>	<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>7. 弊害防止措置関係</p> <p><u>7 - 3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条の解釈について</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第9号の解釈等 (略)</p>

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

改 正 前	改 正 後
<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3 - 4 法第43条第2号に規定する内閣府令で定める状況に係る留意事項</p> <p>(新設)</p> <p><u>3 - 4 - 1 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第6号について</u> 証券会社が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第6号の規定に該当するものとみなす。 ~ (略)</p> <p><u>3 - 4 - 2 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号について</u> 証券会社が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号の規定に該当するものとする。 投資信託又は投資法人(3 - 4 - 2において「投資信託等」という。)の形態及び状況(名称、性格等) ~ (略)</p>	<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3 - 4 法第43条第2号に規定する内閣府令で定める状況に係る留意事項</p> <p><u>3 - 4 - 1 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第5号について</u> <u>証券会社が、店舗を金融機関の店舗と同一の建物に設置し、業務を営む場合においては、顧客に対する誤認防止の観点から、以下の点に留意して行うものとする。</u> (1) <u>当該証券会社と当該金融機関の窓口等が区別されており、かつ、当該証券会社名が適切に表示されているなど、適切な措置が講じられていること。</u> (2) <u>当該証券会社が、顧客に対して以下の趣旨を十分に説明すること。</u> <u>当該証券会社と当該金融機関とは別法人であること。</u> <u>当該証券会社が提供する証券業に係る商品や役務は、当該金融機関が提供しているものではないこと。</u></p> <p><u>3 - 4 - 2 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号について</u> 証券会社が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号の規定に該当するものとみなす。 ~ (略)</p> <p><u>3 - 4 - 3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第8号について</u> 証券会社が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第8号の規定に該当するものとする。 投資信託又は投資法人(3 - 4 - 3において「投資信託等」という。)の形態及び状況(名称、性格等) ~ (略)</p>

事務ガイドラインの改正について（預金取扱い金融機関関係）

改 正 前	改 正 後
<p>1．共通事項</p> <p>1 - 1 0 その他</p> <p>1 - 1 0 - 1 店舗等の他者との共用</p> <p>金融機関が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な店舗配置がなされているか確認することとする。また、<u>ディーリングルームが共用となっていないか</u>、コンピューター設備を共用する場合に金融機関自らの情報管理規定が遵守できるよう体制が整備されているか等について確認するものとする。</p>	<p>1．共通事項</p> <p>1 - 1 0 その他</p> <p>1 - 1 0 - 1 店舗等の他者との共用</p> <p>金融機関が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか確認することとする。また、コンピューター設備を共用する場合に金融機関自らの情報管理規定が遵守できるよう体制が整備されているか等について確認するものとする。</p>